

第29回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年4月23日(金曜日)
午後9時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

令和3年4月23日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定された（大阪府から令和3年4月23日付け災対第1369号で示された）「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

- 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について
 - (1) 期 間：4月25日～5月11日
 - (2) 対 応：原則、延期及び中止します。
 - (3) その他
 - ①詳細については、市ホームページ等に掲載、周知します。
 - ②市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。
なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

- 2 公共施設等について
 - (1) 期 間：4月25日～5月11日
 - (2) 対 応：原則、休館します。
 - (3) その他
 - ①詳細については、別添のとおり
 - ②当該休館措置に伴うキャンセルは利用料を還付します。

- 3 参考資料
第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料(令和3年4月23日付け災対第1369号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」)

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/9～5/5 (前回)	対策等	4/25～5/11	対策等	
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		△	南館1階「情報ルーム」は使用不可。	
	北辰出張所	○		○		
斎場		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	
福祉文化会館(オークシアター)		△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	貸室予約受付は実施。	
市民総合センター(クリエイトセンター)		△		×		
教育センター		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	相談業務については、運用マニュアル等に基づいた感染予防対策を徹底した上で行う。	
消費生活センター		○		○		
市民活動センター		△	夜間区分の一部(水・金曜日、21時以降)の利用を制限する。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 ※交通センターは利用不可。	×	貸室予約受付・相談業務は実施。	
男女共生センターローズWAM		△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施。	
生涯学習センターきらめき		△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。(音楽スタジオ、録音スタジオは密をさけるため、定員の50%に制限)	×	貸室予約受付は実施。	
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。	
	こども健康センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○		
東保健福祉センター		○		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	休館とする。	×	休館とする。	
	福井多世代交流センター	×		×		
	葦原多世代交流センター	×	休館とする。	×		
	沢池多世代交流センター	×	休館とする。	×		
	西河原多世代交流センター	×	休館とする。	×		
	南茨木多世代交流センター	×	休館とする。	×		
	いきいき交流広場	×	休所とする。	×		
	コミュニティデイハウス	×	閉所	×		閉所とする。
	街かどデイハウス	×		×		
障害者(児)福祉	障害福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止は継続。	△	貸室は、閉館。生活介護等事業は、感染予防に留意しながら実施	
	障害者就労支援センターかしの木園	○		○	感染予防に留意しながら事業を実施	
	障害者生活支援センターともしび園	○		○		
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ。	
	すくすく親子教室	○		○	親子ひろばは中止。見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。	
子育て支援	子育て支援総合センター	○	定員制限見直し(スマイル定員6人に)	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんにちは赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続	
	子育てすこやかセンター	○	感染症対策を徹底のうえ開催(ちやお親子教室、一時保育はつひい) 定員制限見直し(室内開放・イベント定員4人に)	△		親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/9~5/5 (前回)	対策等	4/25~5/11	対策等	
体育館	市民体育館	△	夜間(21時以降)の利用を制限する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づいた対応を行う。	×	予約受付は実施。	
	福井市民体育館	△		×		
	南市民体育館	△		×		
	東市民体育館	△		×	予約受付は実施。	
プール	西河原市民プール	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づいた対応を行う。	×		
	中条市民プール	×	夏期のみ営業	×	休業中(オフシーズン)	
	五十鈴市民プール	○		×		
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づいた対応を行う。 ※△の施設は更衣室等が使用不可	×	施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時~17時の間、施設を開放します。	
	春日丘運動広場グラウンド	○		×		
	若園運動広場グラウンド	○		×		
	福井運動広場グラウンド	○		×		
	桑原運動広場グラウンド	△		×		
	桑原運動広場フットサル場	△		×		
	桑原ふれあい運動広場	△		×		
	中央公園北グラウンド	○		×		
	中央公園南グラウンド	○		×		
	鳥3号公園大グラウンド	○		×		
	鳥3号公園小グラウンド	○		×		
	西河原公園北グラウンド	△		×		
	西河原公園南グラウンド	○		×		施設の貸出しはしませんが、緊急事態宣言期間中、市民の皆さまの健康維持のため、9時~17時の間、施設を開放します。
	若園公園グラウンド	○		×		
	水尾公園グラウンド	○		×		
	沢良宜公園グラウンド	○		×		
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		×		
	東雲運動広場庭球場	○		×		
	春日丘運動広場庭球場	○		×		
	福井運動広場庭球場	○		×		
	桑原運動広場庭球場	△		×		
	若園公園庭球場	○		×		
	西河原公園北庭球場	△		×		
	西河原公園南庭球場	○		×		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		×		
	郡山公園庭球場	○		×		
	西河原公園屋内運動場	△		×		
	春日丘運動広場弓道場	○		×		
IBALAB@広場	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づいた対応をイベント主催者に依頼。	△	広場利用の新規予約受付を停止する。		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	△	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)に基づいた対応を行う。 ※娯楽室は利用不可	×	予約受付は実施。		

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/9～ 5/5 (前回)	対策等	4/25 ～ 5/11	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル （ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	×	貸室予約受付は実施。
	中津コミュニティセンター	△		×	
	庄栄コミュニティセンター	△		×	
	水尾コミュニティセンター	△		×	
	郡コミュニティセンター	△		×	
	西河原コミュニティセンター	△		×	
	穂積コミュニティセンター	△		×	
	畑田コミュニティセンター	△		×	
	東コミュニティセンター	△		×	
	豊川コミュニティセンター	△		×	
	彩都西コミュニティセンター	△		×	
	三島コミュニティセンター	△		×	
	大池コミュニティセンター	△		×	
	春日コミュニティセンター	△		×	
	東奈良コミュニティセンター	△		×	
	沢池コミュニティセンター	△		×	
	山手台コミュニティセンター	△		×	
玉櫛コミュニティセンター	△	×			
公民館	茨木公民館	△	施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル （ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	×	予約受付は実施
	春日丘公民館	△		×	
	中条公民館	△		×	
	安威公民館	△		×	
	玉島公民館	△		×	
	福井公民館	△		×	
	清溪公民館	△		×	
	見山公民館	△		×	
	石河公民館	△		×	
	太田公民館	△		×	
	太田公民館分室	△		×	
	天王公民館	△		×	
	郡山公民館	△		×	
	耳原公民館	△		×	
	白川公民館	△		×	
西公民館	△	×			

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/9~ 5/5 (前回)	対策等	4/25 ~ 5/11	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	△	夜間区分の一部(21時以降)の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター			×	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター			×	
文化施設	文化財資料館	○		×	休館とする
	キリシタン遺物史料館	○		×	休館とする
	川端康成文学館	○		×	
	市立ギャラリー	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	
プラネタリウム(天文観望室)		○		×	
青少年	上中条青少年センター	△	施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	予約受付は実施
	青少年野外活動センター	△	共用部分の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	×	予約受付は実施
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	○	「3密」を避ける利用制限あり。	×	
里山センター(森の学び舎)		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下とする。芝生広場・バーベキュー等については、当面の間、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止(イエローステージ期間中)	×	5/11まで閉館(バーベキューも休止)
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	-	-	△	「3密」を避けるため、4月25日から5月11日まで、駐車場を閉鎖。

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、4月25日から5月11日まで、緊急事態措置に基づく要請を以下のとおり実施することといたしました。

- ・【府民】 不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間移動の自粛
路上や公園等における集団での飲酒をしないこと等
- ・【イベント】 社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの無観客開催
- ・【飲食店等】 酒類提供やカラオケ設備提供をする場合は施設の休止、
それ以外は、20時までの営業時間短縮を要請
- ・【飲食店以外の施設】 特措法に基づく施設の使用制限等の要請

つきましては、貴市町村におかれましても、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 緊急事態措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料2 第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)

代表：06-6941-0351

危機管理室 災害対策課

柴田・工藤・荒川(内4947、4948)

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（4月25日～5月11日）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項）

○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

○ 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

人出の抑制

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請

【対象となるイベント】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：**屋内、屋外を問わない**
- 種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、
生活の維持に必要なものについては、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施を要請

●施設について（府有施設を含む）

飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく）

飲食対策の強化

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
		酒類提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮（20時まで）

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

（特措法第45条第2項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

●施設について

飲食店以外への要請

人出の抑制

(特措法第24条第9項に基づく)

(1) 休止要請をしない施設 (政令第11条関連)

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用
③図書館	図書館	(法に基づかない協力依頼) 適切な入場整理
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等)の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

人出の抑制

（２） 休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	(法に基づかない協力依頼) ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで)
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）		
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場	原則休止 (全国大会等は無観客化)	
	ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	休止	
④遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等		
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

人出の抑制

（3）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場、ライブハウス	無観客開催
②遊技施設	テーマパーク、遊園地	
③集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール 等	
④ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
⑤運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・無観客開催 （以下、法に基づかない協力依頼） ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで)
※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可		
⑥結婚式場	結婚式場	（法第45条第2項に基づく要請） <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで) （法に基づかない協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内
⑦葬祭場	葬祭場	（法に基づかない協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供の自粛

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない協力依頼）

【依頼内容】

- ◆ 土日祝の減便
- ◆ 平日の終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日4/23(金)は対策本部会議終了後、22時まで

4/24(土)、4/25(日)は9時30分～22時

4/29(木)、5/3(月)、5/4(火)、5/5(水)は9時30分～17時30分

開設

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

府民の皆さまへのお願い

緊急事態宣言期間中は、できるだけ**外出はやめてください**

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

各 位

第 47 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 47 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

また、会議資料に修正がありましたので、あわせて報告いたします。

(修正後の資料を、ホームページで公開しております。以下、修正箇所です。)

【資料 2-1】緊急事態措置に基づく要請

「ライブハウス」について、6 ページの「④遊興施設」から、7 ページの「①劇場等」に修正。

1. 日時 : 令和 3 年 4 月 23 日 (金) 19 時 00 分から 19 時 30 分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館 8 階 大研修室

【結果概要】

(1) 現在の感染状況・療養状況

- ・直近 1 週間の前週増加比は 1.16 倍とその前に比べて鈍化したが、4 月 21 日の新規陽性者数は過去最多を記録。13 日以降、1 日あたり 1,000 人を超過 (19 日を除く) し、極めて高水準で高止まり。
- ・重症病床は満床の状態となり、軽症中等症病床使用率も 8 割程度 (重症者の治療継続をすることで、軽症中等症患者受入れ可能な病床数は実際より少ない) と極端にひっ迫。今後も、重症病床等のひっ迫状況は継続していくものと考えられる。
- ・滞在人口については、キタ・ミナミとも、4 月 5 日以降、若干減少傾向にあり、3 月と比較して、昼間は 90% 弱、夜間は 70% 強という状況。
- ・昼間の見回りは、4 月 25 日以降、最大 300 班 (600 人) 体制で見回り予定。訪問時間は、11 時～20 時。営業時間短縮要請に関する夜間の見回りについては、大阪府警察と連携し、未協力店舗に対する訪問調査を順次実施。あわせて、各市町村の協力の下、外出自粛への協力の呼びかけを実施。

(2) 緊急事態措置に基づく要請等

- ・4 月 25 日から 5 月 11 日まで、緊急事態措置を実施。
- ・府民へは、不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間移動の自粛、路上や公園等における集団での飲酒をしないこと等を要請。
- ・イベントについては、社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、無観客開催を要請。
- ・飲食店については、酒類提供やカラオケ設備提供をする場合は施設の休止。それ以外は、20 時までの営業時間短縮を要請。
- ・映画館、生活必需物資販売等の売場を除く大規模小売店や百貨店、体育館、スポーツジム、博物館、スーパー銭湯等については、1000 ㎡超の施設は休止要請。
- ・劇場、テーマパーク、公会堂、ホテル (集会の用に供する部分に限る)、野球場等については、無観客開催を要請。運動施設について、観客を入れない、個人の練習やプレー等による使用は可。
- ・地下鉄、バス等には、土日祝の減便や、平日の終電時刻の繰上げ等の協力を依頼。
- ・人出の抑制をはかるため、府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート・野球場等の貸施設は原則休館。

恐れいますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/47kaigi.html

令和 3 年 4 月 23 日

大阪府危機管理監 森岡 武一